

# 長崎県社会福祉法人経営者協議会会則

(名 称)

第1条 本会は長崎県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を長崎市茂里町3番24号、長崎県社会福祉協議会内におく。

(事務局)

第3条 本会の事務は、事務委託契約により長崎県社会福祉協議会に委託する。

2 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、長崎県社会福祉協議会に準ずるものとする。

ただし、旅費の支給については、長崎県社会福祉協議会の「役職員等旅費支給規程」の別表1（日当、宿泊料）の区分：常勤役員及び職員の日当の金額を支給するものとし、在勤地内の場合にあっては第16条（在勤地内の旅費）（1）の規定に関わらず、1日日当のみを支給するものとする。

また、宿泊費については、会長が必要と認める場合は別表1（日当、宿泊料）の区分：常勤役員及び職員の宿泊料の金額に依らず、実費を支給することができるものとする。

(目 的)

第4条 本会は社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人にかかわる基本的課題を調査検討し、かつその実践をはかり広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査、研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換・研鑽・交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題の相談事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第6条 本会の会員は、社会福祉法人とし、これを代表する理事長もしくはこれを代行する役員とする。

- 2 会員は長崎県社会福祉法人経営者協議会に入会すると同時に全国社会福祉法人経営者協議会に加入するものとする。
- 3 年度途中（毎年10月以降）入会希望者については、前項によらず当該年度終了まで長崎県社会福祉法人経営者協議会のみに入会することができる。

（会 費）

第7条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が退会し、または除名された場合には、すでに納入した会費は返還しない。

（退 会）

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもって、その旨を届けなければならない。

（除 名）

第9条 会員が会員たる義務に反し、本会の名誉を毀損したときは総会の議決を経て、除名する。

（役 員）

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

- 2 理事は施設種別を勘案し別表により推薦された中から総会において承認する。
- 3 会長、副会長は、理事の中から互選する。
- 4 監事は、会長の選出されていない施設種別から、総会において選出する。

（役員の仕事）

第11条 会長は本会の業務を統括し本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し総会の議決した業務を執行する。
- 4 監事は、この会の業務執行および会計の状況について監査する。

(理事会)

第12条 理事会は次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行に関する事項
  - (2) 総会に附議する事項
  - (3) その他会長において必要と認めた事項
- 2 理事会は会長が招集しその議長となる。
- 3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決定し可否同数のときは議長の決するところによる。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。再任は妨げない。但し、連続して3期(6年)を越えて会長に選任されることはできないものとする。

補充の場合は前任者の残任期間とする。

(総会)

第14条 本会は毎年1回以上総会を開催するものとする。

- 2 総会に附議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
  - (2) 事業報告および収支決算に関する事項
  - (3) 会則、規程の制定および改廃に関する事項
  - (4) その他会長において必要と認めた事項
- 3 総会は会長が招集し、議長は会員の中からその都度選出する
- 4 総会は会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 総会の議事は出席者の過半数の同意がなければ議決することができない。
- 6 総会に出席できない会員はあらかじめ通知させた事項についてのみ代理者にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

(専門部会、委員会の設置)

第15条 本会に長崎県社会福祉法人経営青年部会の専門部会を設置する。

また、円滑な運営を図るため、理事会の同意を得て委員会をおくことができる。

- 2 委員会の委員は会長が委嘱する。
- 3 委員会に関する細目は別に定める。

(顧問)

第16条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は総会の決議に基づいて会長が委嘱する。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、全国社会福祉法人経営者協議会からの地方組織育成費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費については別にこれを定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 附 則

1. この会則は昭和58年10月18日から施行する。
2. この会則は平成11年4月1日から一部改正し、施行する。
3. この会則は平成12年11月22日一部改正し、施行する。
4. この会則は平成15年4月1日から一部改正し、施行する。
5. この会則は平成17年3月14日一部改正し同日から施行する。
6. この会則は平成17年7月11日一部改正し同日から施行する。
7. この会則は平成18年3月29日一部改正し同日から施行する。
8. この会則は平成19年3月20日一部改正し同日から施行する。

ただし、平成18年度末に行う次期役員を選出については、改正後の「別表」を適用するものとする。

9. この会則は平成21年6月8日一部改正し、平成21年4月1日から適用する。
10. この会則は平成24年6月20日一部改正し、平成24年6月20日から適用する。
11. この会則は平成25年3月25日一部改正し、平成25年4月1日から適用する。
12. この会則は平成30年6月12日一部改正し、平成30年6月12日から適用する。

別表

○役員体制表

施設種別名	推薦人数	ブロック内訳						
		長崎市	佐世保市	県央	西彼・西海	島原	県北	五島・壱岐・対馬
老人福祉施設	7	1	1	1	1	1	1	1
保育所	2	(平成27年度から)						
知的障害児者施設	2							
身体障害児者施設	1							
授産施設	1							
児童養護施設	1							
精神障害者施設	1							
青年経営者部会	1							
計	16							

① 各種別協議会または、青年経営者部会からの推薦によるものとする。